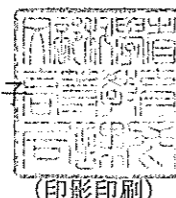


各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

井上 睦子



平成30年度防災機能強化施設整備事業（平成30年度補正予算案分）
に係る事業募集について（依頼）

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、平成30年6月29日付け30施企第12号「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」の通知にてブロック塀等の安全点検等状況調査を実施いたしました。

本調査結果を踏まえ、各学校設置者が速やかにブロック塀等の安全対策が行えるよう、必要な措置について検討してきたところです。

この度、標記事業を計上した平成30年度第1次補正予算案が平成30年10月15日に閣議決定されました。ついては、私立学校において更に防災対策の推進が図られるよう、下記の範囲にて事業募集を行うこととしましたのでお知らせします。

事業の申請に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の法令等及び下記事項を遵守の上、計画調書を作成し、提出してください。

なお、標記事業は、予算成立を待って実施されるものですが、学校法人の事業計画をあらかじめ把握することにより事業の円滑な遂行を期するため、予算成立前に事業の募集を行うことから、予算の審議状況によってはその内容に変更があり得ることを念のため申し添えます。

記

1. 今回募集する事業

防災機能強化施設整備事業

防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業）

今年度に着手（契約）し、平成30年度中に完了するブロック塀等安全対策事業

2. 計画調書の提出方法等

(1) 提出方法

①申請一覧（様式1）

本様式「H30防災【ブロック塀】様式1」（Excel）は、都道府県において作成し、メールにて

下記担当まで提出すること。

※ファイル名は次のとおりとする。

【都道府県名】H30 防災【ブロック塀】様式1

②計画調書（様式8-1～8-4）、添付資料（配置図、入札の内容が分かる書類等）

記載事項等に不備がないか確認の上、提出期限までに文書で提出すること。なお、計画調書ごとにフラットファイル・クリアファイル等でまとめる必要はなく、申請が多数の場合、都道府県単位でファイルにまとめて提出すること。

③様式8（都道府県提出用）

各学校法人から提出された「H30防災【ブロック塀】様式8」（Excel）の「都道府県用データ」シートのデータを、都道府県において「様式8（都道府県提出用）」（Excel）の一つの表にとりまとめ、メールにて下記担当まで提出すること。

※ファイル名は次のとおりとする。

【都道府県名】様式8（都道府県提出用）

※「申請一覧（様式1）」については提出期限が異なるので、留意してください。

（2）提出書類及び提出期限

【提出書類】

1. 申請一覧（様式1）（メール）

【提出期限】平成30年11月1日（木）17時（メール）

※予算執行状況の把握のため、計画調書に先立ち提出してください。

※申請一覧（様式1）に記載のない事業は、今回の採択事務手続きへの対応ができませんので、事業の記載漏れのないようにしてください。

2. 計画調書（様式8-1～8-4）、添付資料（郵送）

【提出期限】平成30年11月21日（水）＜厳守＞【当日消印有効】

※期限までに必要書類が揃っていないものについては、予算執行の事務手続き上、今回の採択事務等への対応ができませんので余裕をもって発送してください。

3. 様式8（都道府県提出用）（メール）

【提出期限】平成30年11月21日（水）17時（メール）

3. 留意事項

- （1）ブロック塀等の安全対策は社会的に喫緊の課題となっていることから、本補助を活用した安全対策を検討している法人におかれては、可能な限り、今回の事業募集において計画調書を提出ください。
- （2）補助事業の業者選定に当たっては、適正性及び透明性が求められていることから、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））交付要綱第10条及び「建設工事等に係る補助事業遂行に当たっての留意事項」に従うこととし、入札等の競争性のある契約方法によること。
- （3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的の完全な達成を図る見地から、平成14年3月25日文部科学省告示第53号により、財産の処分制限期間を別に定めており、この制限期間中に財産の処分（交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、又は担保に供する処分)を行いたい場合は、事前に文部科学大臣の承認が必要となること。

(4) 新設の学校については、完成年度(卒業生を輩出する年度)の翌年度から補助対象となる。

(5) 補助事業については、国民の税金を原資とする補助金により行われるものであり、その適正かつ効率的な使用はもちろんのこと、使用手続きの透明性を確保することが求められていることから、文部科学省に提出された計画調書その他の文書については、国民からの開示請求があった場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号に掲げる情報に該当し、かつ計画調書中で特に非公開希望について言及された部分を除き、公開することとなること。

(6) 補助対象は、平成30年度中に整備が行われる事業であること。平成30年度中に整備が行われる事業とは、原則として交付内定後から平成31年3月31日までの間に契約が締結され、原則として交付内定後から平成31年3月31日までに引き渡しを受ける事業をいう。

ただし、交付内定前に契約又は工事に着手する等の事業であっても、文部科学大臣が承認している場合、補助対象とすることができる(7)参照)。

(7) 今回申請する事業のうち、今年度内かつ交付内定前に契約又は着手する事業については、計画調書の提出前に、「交付内定前の事業着手承認申請書」を提出すること。

<参考>

適用法令等

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- ② 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- ③ 私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費))交付要綱(平成13年4月1日文部科学大臣裁定)

【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係 青山、小野内、横山
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL : 03-5253-4111 (内線2774)
FAX : 03-6734-3396
E-mail : josei2@mext.go.jp